

第2回家庭的保育の在り方に関する検討会

- 1 日時 平成21年2月20日（金）16:00～18:00
- 2 場所 厚生労働省18階 共用第9会議室
- 3 議題 家庭的保育の諸課題について
- 4 配付資料
 - 資料1 家庭的保育事業の体系
 - 資料2 家庭的保育事業の実施基準に盛り込む内容案（イメージ）
 - 資料3 家庭的保育事業のガイドラインに盛り込む内容案（イメージ）

家庭的保育事業の体系

第2回 家庭的保育の
在り方に関する検討会
平成21年2月20日

資料
1

児童福祉法（抜粋）

◎ 家庭的保育事業の定義【法6の2⑨】

家庭的保育事業とは、乳児又は幼児であつて、市町村が第二十四条第一項に規定する児童に該当すると認めるものについて、家庭的保育者（市町村長が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であつて、これらの乳児又は幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。）の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業をいう。

◎ 保育の実施【法24①】

市町村は、…保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、保育に対する需要の増大、児童の数の減少等やむを得ない事由があるときは、家庭的保育事業による保育を行うことその他の適切な保護をしなければならない。

◎ 事業の開始等【法34の14①】

市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、家庭的保育事業を行うことができる。

◎ 実施基準の遵守【法34の15】

家庭的保育事業を行う市町村は、その事業を実施するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

◎ 都道府県による指導監督【法34の16】

- ・ 都道府県知事は、前条の基準を維持するため、家庭的保育事業を行う市町村に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問をさせ、若しくは家庭的保育事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- ・ 都道府県知事は、家庭的保育事業を行う市町村に対して、…その事業の制限又は停止を命ずることができる。（法令違反や乳幼児の処遇に不当な行為をしたとき）

◎ 情報提供【法34の17】

家庭的保育事業を行う市町村は、家庭的保育事業による保育を行うことを希望する保護者の家庭的保育者の選択及び家庭的保育事業の適正な運営の確保に資するため、…その区域内における家庭的保育者、家庭的保育事業の運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。



実施基準（イメージ）

◎ 目的・理念

◎ 家庭的保育者の要件

◎ 市町村が家庭的保育者に遵守させる基準

（参考：現行の国庫補助基準ベース）

- 実施場所及び設備基準：保育を行う専用の部屋の面積等
- 配置基準：児童3人以下（補助者がいる場合は5人以下）
- 保育の内容：保育時間は原則8時間

◎ 情報提供：家庭的保育者に関する事項、実施場所、保育方針 等

◎ 市町村が行う体制整備

- ・ 保育内容への支援
- ・ 巡回指導及び相談
- ・ 研修
- ・ 代替保育
- ・ 健康診断
- ・ 集団保育
- ・ 苦情受付
- ・ 他機関との連携

ガイドライン（イメージ）

（主な項目）

- ◎ 基本的事項：主旨、（権利擁護、）法令遵守、守秘義務
- ◎ 情報提供：情報提供の方法及び事項
- ◎ 実施体制：対象児童、定員及び家庭的保育者等の配置、実施場所（保育を行う専用居室の基準、設備、地域資源の活用）、保育時間、保育料
- ◎ 家庭的保育者等：家庭的保育者、補助者及び家庭的保育支援者の定義及び要件
- ◎ 家庭的保育者の認定等：申請、認定、変更届、認定の取消し等
- ◎ 保育内容：保育内容、保育計画、記録の整備、食事
- ◎ 支援体制：保育内容への支援、巡回相談及び指導、連携保育所の確保、研修（現任研修、指導者研修）、代替保育、健康診断、集団保育、苦情受付、他機関との連携
- ◎ 連携保育所
- ◎ 保護者への対応：保護者との連絡、相談対応、虐待等への対応
- ◎ 安全対策：健康診断、健康管理、衛生管理、事故や怪我の防止と対応、防災及び防犯対策、緊急時の対応、賠償責任保険
- ◎ 運営管理：適正な会計管理

家庭的保育事業の実施基準に盛り込む内容案(イメージ)

第2回 家庭的保育の
在り方に関する検討会
平成21年2月20日

資料
2

目的・理念

乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の健全な育成及び福祉の増進を目的とし、乳幼児の人権に十分配慮するとともに、人格を尊重して保育を行う。

家庭的保育者の要件

- (1) 市町村長が行う研修を修了したもの。
 - ① 保育士
 - ② 保育士と同等の知識及び経験を有するものと市町村長が認める者
- (2) 心身ともに健全であること
- (3) 乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること
- (4) 乳幼児の保育に専念できること
- (5) 乳幼児の保育に関し虐待等の問題がないと認められること
- (6) 児童福祉法及び児童売春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)の規定により、罰金以上の刑に処せられたことがないこと

事業の開始等

- (1) 都道府県知事への届出事項(事業開始前)
 - ① 事業開始の予定年月日
 - ② 事業の概要
 - ③ 家庭的保育事業を行う者の氏名及び住所

- (2) 都道府県知事への届出事項(廃止・休止)
 - ① 廃止又は休止しようとする予定年月日
 - ② 廃止又は休止の理由
 - ③ 現に保育を受けている乳幼児に対する措置
 - ④ 休止の予定期間

情報提供

情報提供をする事項

- ① 家庭的保育者の氏名、保育士等の資格、経験年数
- ② 保育を行う居宅等の位置及びその状況
- ③ 保育の方針及び内容
- ④ 保育時間
- ⑤ 保育料
- ⑥ 家庭的保育者に対する支援体制
- ⑦ 家庭的保育の利用手続

事業の実施基準

(1) 実施場所・設備基準等

- ①家庭的保育者の居宅その他の場所であって、市町村が適当と認める場所で実施すること
- ②専用の部屋を有すること
- ③面積が9.9平方メートル以上であって、採光及び換気の状態が良好であること
ただし、3人を超えて保育する場合は、3人を超える乳幼児1人につき3.3平方メートルを加算
- ④衛生的な調理設備を有すること
- ⑤敷地内に乳幼児の遊技等に適する広さの庭(これに代わるべき付近にある公園等の場所を含む。)を有すること
- ⑥火災警報器及び消火器を設置するとともに、避難訓練を定期的実施すること

(2) 配置基準

- ①保育する乳幼児の数は、3人以下
- ②家庭的保育補助者(市町村が実施する研修を修了したものに限る。)とともに保育する場合には、5人以下

(3) 保育の内容

- ①保育時間は、1日につき8時間を原則
- ②保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)に準じ、家庭的保育事業の特性に留意

(4) 市町村が行う体制整備

保育所その他の関係機関等と連携を図り、次に掲げる業務を実施。

- ①【**保育の内容への支援**】乳幼児の状態に応じた保育を適切に行うことができるよう、保育の内容に関する支援を行うこと
- ②【**巡回指導・相談**】家庭的保育者の居宅等を巡回し、保育の状況を把握するとともに、家庭的保育者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと
- ③【**研修**】家庭的保育者の資質の向上等を図るため、研修等を行うこと
- ④【**代替保育**】家庭的保育者の病気、休暇等により保育が行われない場合に、代替保育が行われるよう必要な体制を整えること
- ⑤【**健康診断**】乳幼児に対し、健康診断を実施するよう努めること
- ⑥【**集団保育**】幼児の年齢等に応じ必要があるときは、定期的に保育所において保育を体験させるよう努めること
- ⑦【**苦情受付**】乳幼児の保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じること
- ⑧【**他機関との連携**】保育が円滑に行われるよう、保育所、保健所、児童相談所等の関係機関と密接に連携を図ること

家庭的保育事業のガイドラインに盛り込む内容案(イメージ)

第2回 家庭的保育の
在り方に関する検討会
平成21年2月20日

資料
3

1 趣旨

家庭的保育事業の実施にあたり、遵守すべき事項を規定する児童福祉法及び実施基準のほか、留意すべき事項を規定。

2 法令遵守等について

(1) 法令遵守

家庭的保育を行う者(家庭的保育者、家庭的保育補助者、家庭的保育支援者。以下「家庭的保育者等」という。)は、

- ①その役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守すること
- ②家庭的保育を取り巻く社会情勢などを踏まえ、その専門性等の向上に努めること

(2) 守秘義務

市町村長は、家庭的保育事業に係る実施要綱又は家庭的保育者と取り交わす委託契約書において、家庭的保育事業に携わる者に対する守秘義務を記載すること。

3 家庭的保育の実施体制について

家庭的保育事業の実施主体は市町村とし、家庭的保育者又は保育所を経営する者に委託して事業を実施。

4 情報提供について

(1) 情報提供の方法

家庭的保育事業を利用することを希望する保護者等が、適切に家庭的保育を利用できるよう、家庭的保育に関する必要な情報について、適切な方法により周知が図られるよう必要な措置を講じること。

(2) 情報提供する事項

○家庭的保育者等に関する事項

- ①家庭的保育者等の氏名、保育士等の資格、経験年数
- ②保育を行う居宅等の位置(町名まで)及びその状況

○家庭的保育の内容等に関する事項

- ①保育の方針及び内容
- ②保育実施日及び保育時間
- ③保育料
- ④家庭的保育者に対する市町村・連携保育所(施設名、住所)・家庭的保育支援者(氏名、住所(町名まで)、資格、家庭的保育者等の経験年数)による支援体制
- ⑤家庭的保育の利用手続
- ⑥家庭的保育者が加入している賠償責任保険

5 家庭的保育の実施について

(1) 対象児童

対象となる乳幼児は、家庭的保育者又は家庭的保育補助者と三親等以内の親族関係にないこと

(2) 定員及び家庭的保育者等の配置

①家庭的保育者が1人で保育をする場合は、保育する乳幼児の数は3人以下

②家庭的保育補助者とともに2人以上で保育する場合は、5人以下

③3人以下の乳幼児を保育する場合、家庭的保育者の他、必要に応じ短時間の補助を行う者等の援助を受けて保育することが望ましい

(3) 実施場所・設備基準

ア 保育を行う専用居室の基準

①保育を行う部屋は、面積が9.9㎡以上であって、採光及び換気の状態が良好であること

②3人を超えて保育する場合は、3人を超える乳幼児1人につき3.3㎡を加算

イ 設備

①衛生的な調理設備を有すること

②居宅の敷地内に乳幼児の遊戯等に適する広さの庭を有するか、付近にこれに代わるべき公園、空き地、寺社境内等の開かれた空間があること

ウ 地域資源の活用

保育の実施にあたっては、保育所園庭、地域子育て支援拠点、公園などの地域資源を積極的に活用し、乳幼児に必要な保育環境を整えること

(4) 保育時間

保育時間は、1日8時間を原則(乳幼児の保護者の就労状況その他家庭の状況等を考慮して、保育実施日及び保育時間を定める)

(5) 保育料

保育料は、保育の実施に要する費用を勘案し、かつ、利用者の家計に与える影響を考慮して定めること

6 家庭的保育者等について

(1) 家庭的保育者等の要件

ア 家庭的保育者

○定義

家庭的保育者として市町村長の認定を受け家庭的保育を行う者

○要件

次のいずれかに該当する者であつて、市町村長が行う研修(以下「基礎研修」いう。)を修了したもの

一 保育士

二 看護師、幼稚園教諭、その他の者が研修(以下「認定研修」という。)を修了し、市町村長が家庭的保育者として適当と認める者

○留意事項

① 認定研修により家庭的保育者として認定する際は、研修における試験、レポートの提出、実習施設での評価等により適切な評価を行い認定すること

② 認定研修により認定した家庭的保育者は、一定の時期に更新するなど、認定した後も適切な評価を行うこと

イ 家庭的保育補助者

○定義

市町村長の認定を受け、家庭的保育者の下で家庭的保育を行う者

○要件

① 市町村長が実施する基礎研修を修了したもの

② 心身ともに健全であること

③ 乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること

④ 乳幼児の保育に専念できること

⑤ 乳幼児の保育に関し虐待等の問題がないと認められること

⑥ 児童福祉法及び児童売春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)の規定により、罰金以上の刑に処せられたことがないこと

ウ 家庭的保育支援者

○定義

市町村長の認定を受け、家庭的保育者又は家庭的保育補助者に対し指導・支援を行う者

○要件

① 保育士であり10年以上の保育所又は家庭的保育の経験を有し、一定の研修を修了したもの

② 心身ともに健全であること

③ 乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること

④ 乳幼児の保育に関し虐待等の問題がないと認められること

⑤ 児童福祉法及び児童売春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)の規定により、罰金以上の刑に処せられたことがないこと

6 家庭的保育者等について(続き)

(2)家庭的保育者の認定等

ア 申請

事業を実施する住所地の市町村長に、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならないこと

- ①家庭的保育者等の氏名、住所、年齢、資格、健康状態
- ②家庭的保育者の居宅で保育を行う場合は、同居する家族等の氏名、年齢、続柄、健康状態
- ③家庭的保育者が保育を行う居宅等の位置及び平面図
- ④家庭的保育者が保育を行うことができる曜日及び時間

イ 認定

申請書を受理したときは、当該家庭的保育者等が適当であるかどうかを調査して、認定をし、又はしないことの決定を行うこと

ウ 変更の届出

届け出た事項に変更が生じたときは、速やかに、その内容を市町村長に届け出ること

エ 認定取消等

家庭的保育者等がその要件に該当しなくなったときは、認定を取り消すことができること

7 保育内容について

(1)保育内容

家庭的保育は、保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)に準拠するとともに、保育所保育と異なる家庭的保育独自の保育内容に留意して保育を行うこと

(2)保育の計画

家庭的保育者は、乳幼児の発達過程に応じた「保育の計画」、及び「一日の保育内容」を作成し保育を行うこと

(3)記録の整備

家庭的保育者は、乳幼児の保育の状況に関する記録を整備すること

(4)食事

- ①家庭的保育者は、乳幼児への食事の提供を行うときは、望ましい食習慣の定着を促すとともに、乳幼児の状態に応じた摂取法や摂取量のほか、食物アレルギー等への適切な対応に配慮すること
- ②家庭的保育者又は家庭的保育補助者が調理により保育を行うことができないときは、必要に応じ短時間の補助を行う者等の援助を受けることが望ましいこと

8 市町村が行う体制整備について

(1) 保育の内容への支援

保育する乳幼児の発達過程に応じた適切な保育が図られるよう、「保育の計画」や「一日の保育内容」を編成するに当たって必要な援助・指導を行うなど、保育の内容に関する支援を行うこと

(2) 巡回指導・相談

- ①家庭的保育者の居宅等における保育の状況を把握するため、家庭的保育支援者等を定期的、又は不定期に訪問させること
- ②家庭的保育者からの相談に応じ、必要な助言及び指導を行うことができる体制の整備を行うこと

(3) 連携保育所の確保

家庭的保育者に対する支援の体制整備の一環として、連携保育所の確保に努めること

(4) 研修

- ①家庭的保育者の資質の向上等を図るため、研修を実施する等の必要な体制整備を行うこと
- ②研修の機会が確保されるよう必要な体制の整備に努めること

ア 現任研修

○現任研修Ⅰ

主に、経験2年未満の家庭的保育者へのフォローアップを目的とした研修

○現任研修Ⅱ

家庭的保育者の資質の向上を図るため、必要な知識や技術の習得を目的とした研修

イ 指導者研修

一定の保育経験や研修受講経験を持つ家庭的保育者が、家庭的保育の指導者となるために必要な知識や技術の修得を目的とした研修

(5) 代替保育

病気、研修参加、休暇等により保育を行うことができない場合は、当該家庭的保育者に代わって、連携保育所、家庭的保育支援者、他の家庭的保育者、その他適当な方法により保育が行われるよう必要な体制の整備を行うこと

(6) 健康診断

家庭的保育者が保育を行う乳幼児に対し、健康診断を受診する機会を確保するよう努めること

8 市町村が行う体制整備について(続き)

(7) 集団保育

家庭的保育者が保育を行う幼児について、当該幼児の年齢等に応じて集団保育の必要があるときは、定期的に保育所において保育を体験することができるよう努めること

(8) 苦情受付

- ①家庭的保育を利用する乳幼児の保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するとともに、連絡先について周知を図るなどの必要な措置を講じること
- ②苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当事者以外の者を関与させること

(9) 他機関との連携

乳幼児の心身の状態に応じた家庭的保育を実施するため、必要に応じて児童相談所、保育所、医療機関、保健所等の専門機関と密接に連携をとり、保育が円滑に行われるよう必要な体制の整備を行うこと

9 連携保育所について

連携保育所は、市町村と連携し以下の支援又は業務を行うよう努めること

- ①家庭的保育者からの相談に応じ、必要な助言及び指導を行うこと
- ②家庭的保育者が休暇等により保育が行われない場合に、当該家庭的保育者に代わって乳幼児の保育を行うこと
- ③家庭的保育者が保育を行う幼児について、当該幼児の年齢等に応じて集団保育の必要があるときは、定期的に保育所において保育を体験させること
- ④その他、家庭的保育者が家庭的保育事業を行うために必要な支援を行うこと

10 保育者への対応について

(1) 保護者との連絡

日々の乳幼児の状況を的確に把握するとともに、保護者と家庭的保育者とで日常の乳幼児の様子を適切に伝え合い、十分な説明に努めること

(2) 保護者の相談への対応

家庭的保育者の保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談等の保護者への支援を通して保護者自身の子育て力の向上を積極的に支援すること

(3) 虐待等への対応

保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し適切な対応を図ること

11 安全対策について

(1) 健康診断

- ①家庭的保育者等は1年に1回健康診断を実施
- ②調理に携わる家庭的保育者は、概ね月1回検便を実施

(2) 健康管理

家庭的保育者は、常に乳幼児の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な対応を図ること

(3) 衛生管理

家庭的保育者は、乳幼児の使用する食器その他の設備又は飲用する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な体制整備について適切に対応すること

(4) 事故やケガの防止と対応

保育中の事故防止のため、子どもの心身の状態等を踏まえ、居宅等の安全点検に取り組み、安全確保の観点から保育環境の整備について適切に対応すること

(5) 防災・防犯対策

災害や不審者からの被害など不測の事態に備え、緊急時の連絡網を作成し、日頃から避難経路を確認するとともに、火災警報器及び消火器の設置や避難訓練の実施など防災、防犯等の安全を確保するため保育環境の整備について適切に対応すること

(6) 緊急時の対応

- ①保護者との緊急時の連絡体制をとること
- ②保育中の体調不良、傷病及び傷害等が発生した場合に備え、乳幼児のかかりつけ医等、必要な体制整備について適切に対応すること

12 運営・管理について

収支の状況を明らかにする帳簿その他の書類の整備すること

13 賠償責任保険について

事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、保険等に加入すること